

社会福祉法人昌和福祉会 保育施設 利用契約約款

社会福祉法人昌和福祉会(以下「甲」という。)と保護者(以下「乙」という。)は、保育施設における教育・保育の利用開始に当たり、次のとおり契約を締結します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、甲の運営する保育施設に入園する児童(以下「園児」という。)について、甲が提供する教育・保育その他の便宜に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 甲は、園児に対し、教育基本法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)の示すところに従い、教育・保育を提供するとともに、乙は甲に対し保育料及びその他提供される幼児教育・保育に関連する便宜に要する費用を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、利用契約書のとおりとし、毎年更新します。

(提供内容)

第3条 甲は、重要事項説明書に記載されている内容及び開所時間において、教育・保育を提供します。

(利用契約時間等)

第4条 利用する曜日、時間は重要事項説明書のとおりとします。

2 前項の契約時間を超えて、緊急その他やむを得ない理由により保育が必要になった場合は、乙は事前に当園へ連絡するものとします。

(利用料金)

第5条 乙は、教育・保育サービスの対価を利用料金として、支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額(0～2歳児)あるいは、園が定める給食費(3～5歳児)を甲に支払うものとします。

2 月の途中で入園又は退園した場合、その月の利用者負担額については、前項の利用者負担額を在籍日数に応じ日割計算で算定するものとします。給食費については、園が定める規定通りとします。

3 甲は、利用契約書に記載する費用の請求にあたっては、乙が保育の利用を開始する前に、あらかじめ乙に対し重要事項説明書にあるサービスの内容、金額その他支払いを求める理由について説明を行い、同意を得るものとします。

(利用料金等の支払方法)

第6条 乙は前条に定める利用料金を、保育料は当月27日払い、その他の利用料等は月末締め翌月27日払いにて甲の指定する銀行振り込みまたは口座振替の方法で支払うものとします。

2 退園する場合の利用料金については、前項に関わらず、甲は利用料金の明細及び支払期限を付して退園の当月末までに乙に請求し、乙は甲の定める支払期限までに甲へ銀行振り込みまたは口座振替の方法で支払うものとします。

3 甲は、乙から利用料金の支払いを受けたときは、乙に領収証を発行します。なお、口座振替をご利用の場合、通帳記帳をもって領収書の代わりとします。

4 延長保育料や預かり保育料等月末で締める費用の一部については、翌月27日払いとします。

(説明義務)

第7条 甲は、利用契約の内容について、乙からの質問等に対して適切に説明します。

(守秘義務)

第8条 甲は、業務上知り得た園児やその家族等の秘密(個人情報)を保持します。

2 甲の職員であった者について、業務上知り得た園児やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容としています。

3 甲は、他の教育・保育施設及びその他関係機関等に対し、園児やその家族等に関する情報を提供する際は、あらかじめ乙の同意を得ることとします。ただし、児童虐待等のおそれがある場合や合理的で緊急を要する場合、必要な関係機関への情報提供は同意を得ず提供できるものとします。

(利用契約の終了)

第9条 乙は、第2条に定める契約期間満了日より前に契約を終了する場合は、退園予定日の14日以上前までに文書で甲に通知することにより、この契約を解除することができます。また、甲又は甲の職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、乙はただちに契約を解除することができます。

(1) 正当な理由なく重要事項説明書及び当該利用契約書に定める教育・保育サービスを実施しない場合

(2) 秘密の保持(守秘義務)に違反した場合

(3) 法令等の社会信義に反した場合

2 甲は、事業所の休止又は廃止等をやむを得ない事情がある場合には、乙に対し、1ヶ月間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし乙が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

(1) 乙が甲に支払うべき教育・保育サービスに係る利用料金を3ヶ月分以上滞納し、期間を定め催告後も支払わない場合

(2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により乙の支給認定が取り消された場合

(3) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を長期にわたって利用させることができない場合

(4) 上記のほか、本契約、重要事項説明書に定める義務に違反し、合理的な期間が経過しても当該義務違反が解消されなかった場合。

(損害賠償)

第10条 甲は、教育・保育の提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び乙の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故状況及び処置について記録します。

2 甲は、教育・保育を提供するにあたって、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えた場合には、適切に賠償します。

(協議事項)

第11条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、甲は教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の関係諸法令の定めるところに従い、乙と誠意をもって協議するものとします。

(重要事項説明確認)

第12条 契約の締結に当たり、甲は乙に対し、重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

(その他留意事項等)

第13条 当該利用契約に定めるもののほか、入園、利用に当たった詳細な留意事項等については、甲が作成する重要事項説明書や利用の手引きにおいて提示するものとします。

2 微細な変更については、都度掲示や園だより等のお知らせで周知をします。